

基本法改正に盛り込むべき事項（修正案）

○地域移行

国及び地方公共団体は、精神医療に係る病床数の必要最小限度の数への計画的な削減を促進するとともに、地域社会において生活を営む障害者の日常生活及び社会生活に対する必要な支援のための施策を講じ、並びにその通院及び在宅医療のための体制を整備すること。

○適正手続の保障

国は、障害者に対する非自発的な入院その他の本人の意思に基づかない隔離拘束を伴う医療の提供に際しては、基本的人権の尊重の観点に基づき、当該医療を受ける障害者に対して適正手続を保障する制度を整備すること。この場合においては、現行の保護者制度については抜本的に見直しを行い、これに代わるものとして、公的機関（司法機関を含む。）が当該医療の提供の是非を判断する制度とすること。